

建 議 書

平成 27 年 10 月 20 日

高 知 市 農 業 委 員 会

平成 27 年 10 月 20 日

高知市長 岡 崎 誠 也 様

高知市農業委員会

会長 門 田 博 文

平成 28 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議

高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、「農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項」の規定に基づき、下記のとおり建議いたします。

記

我が国の農業・農村を取り巻く状況は、米価の下落をはじめとする農産物価格の低迷や資材の高騰等により依然として厳しい中にあり、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題をかかえ、抜本的な対策が急務となっています。

国は、農業を成長産業とするとの方針の下、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農地中間管理事業による担い手への農地集積や日本型直接支払制度等を柱とする新たな農政改革を展開しています。こうした国の施策に関連して、地域農業の担い手を確保・育成するために、「人・農地プラン」の推進もさらに重要性を増しています。しかしながら、大筋合意に至った T P P 交渉については、関税の引き下げ等に伴う農産品の輸入増により、私たちの営農に与える影響は計り知れません。

農業が大きな転換期を迎えている今、本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、市街化区域内農地における固定資産税の問題や有害鳥獣による農作物被害の拡大など、様々な課題を抱えています。

農業は、市民に地元産の新鮮な農産物を供給するだけでなく、生産活動を通じて、緑豊かな空間形成や減災機能など多面的な機能を有しています。今後、農業を守り育てていくためには、関係者の自助努力はもとより、行政による、さらなる支援施策の充実・強化が求められています。

農業委員会としましても、農業者の代表機関として、その役割と責任の重さを十分認識し、農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行はもちろんのこと、切実な農業者の声を農政に反映させるなど、地域農業の発展、農政活動の推進に努めております。

農業・農地が、国土保全・環境・防災・水資源・教育・健康などの様々な面からも市民生活に欠かせないものであることを、改めてご認識いただき、本市の農業が魅力ある産業として成り立つために、効果的で持続性のある施策展開・必要な予算確保、また上部機関等への意見具申等をされますよう、次のとおり建議します。

建議に際し、ご回答いただきたい部分に丸数字、下線をいれて
おります。よろしく願いいたします。

建議事項

1 農業振興の施策について

本市では、山間部から市街地を含む沿岸部まで広い範囲で地域の特色を活かした農業が営まれており、その生産高は、県下一の農業産出額を誇っています。

しかしながら、国が示す「農地中間管理機構の整備」「日本型直接支払制度」等の経営に関する新たな農業政策では、土地利用型農業を念頭においたものが多く、園芸農業が盛んで小規模農家が多い高知市の農業経営には適したものとは言い難い制度であるため、国の施策を補完し、本市農業経営の現状課題を解決する、市単事業の創設拡充が必要です。そこで具体的には、①耕作放棄地対策の現状に見合う施策の創設，農業基盤整備の事業費拡大，農業技術職員の採用，本市における農産物の付加価値を高める取組みなど，高知市独自のきめ細やかな農業施策（市単事業）の創設と予算の拡充に取り組んでください。

政府はT P P交渉において、米、麦、乳製品、牛肉、豚肉など重要品目の関税撤廃は免れたものの、大幅な引き下げでの輸入枠拡大を受け入れることにより、大筋合意に至りました。また、国内では、熾烈な産地間競争、農産物価格の低迷、燃油や農業資材高騰等により農業経営は以前にも増して厳しい状況にあります。その上、本市においては、農家の高齢化や耕作放棄地の増加などの抜本的な課題解消にも繋がる「人・農地プラン」が地域別に策定されたものの、具体的な取組みはこれからであり、本市農家の潜在的な課題解決には至っておりません。このような課題が山積する中での農業経営環境は極めて厳しい

状況下であり、地域農業の多面的解決が図られなければならない状況が深刻化しています。そこで②詳細な現状分析を基に「第12次高知市農業基本計画」を策定し、地域別に策定された「人・農地プラン」の要となる担い手等の育成や農地の有効利用、地域が求める農業のあり方などを実現すること、③本年新たに成立した「都市農業振興基本法」を基とする市街地農業の在り方や、「高知県産業振興計画」に盛り込まれている農業分野の位置付けや方向性について実行せしめる営農指導員の配置と新たな制度の確立についても求めていくことを要望します。

さらに、高齢化の進む本市において、生産者の高齢化と後継者問題は深刻な課題です。高齢になっても農業を継続していくためには、労力の省力化は必然であり、④農業機械の効率的で有効な導入・利用を図るために共同購入補助事業の拡大や、適用範囲が広く安定した防除効果のある農薬の開発を関係機関に働きかけるよう要望します。また、⑤国が定める新規就農者に対する支援策が、適用できない45歳以上の就農者などに対して、実技指導等の支援に加え、本市独自の給付金制度の検討をお願いします。

南海トラフ巨大地震による津波等の被害対策として、避難路・施設整備の計画及び実施等がされておりますが、農地については津波が発生すると境界の復元が困難になり復興への足かせとなることが危惧されます。そこで、⑥農地の特性を考慮し、早急に沿岸部を優先とした計画を立案して事業の最終年度を決め、予算を増額したうえで各筆ごとの境界を定める地籍調査を実施するよう要望します。

2 学校給食における地場産品活用について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子どもたちの「食」への関心を高め、食物や生産者への感謝の心を育み、地域の食文化を考えるなど、教育効果の高揚に寄与するとともに、生産者にとっては、やりがいにつながり、その上地域の活性化と所得確保に貢献できるものです。

高知市の学校給食における地域食材の使用割合は、「第2次高知市食育推進計画」には、平成30年度までに68%を目標に掲げて取り組まれています。この目標は全国平均値よりは高い設定であるものの、本市の恵まれた農産品生産実態からするならば、①これまでモデル地区で取り組んできた地場産品の給食搬入体制を一層拡充し、生産者組織の編成やコーディネーターの育成など、具体的で横断的な支援となるようさらに要望します。

また、米粉パンの使用で地域食材の使用割合を引き上げることや、今後の中学校給食実施を踏まえ国内産の食材使用を100%にするなど、②学校給食用食材の搬入を担う「学校給食用食材生産支援事業費補助金」の活用については、地元JAや農業者との連携を深め、全小学校において積極的に取り組まれるよう、高知市農林水産部は、十分な予算確保のうえ制度の周知徹底に努め、可能な限り高知市産の食材納入ができるよう取り組んでください。

3 食育体験学習の推進について

食育体験学習の推進は、収穫の喜びを知ることで労働の尊さを学び、地域農業への理解を深めるきっかけとなります。また、本年4月に制定された都市農業振興基本法には「学校教育における農作業の体験の機会の充実」が盛り込まれ、さらなる取組みが期待されるところです。

しかしながら、教育委員会所管の食育体験学習の現状は、実施主体の教育現場とそれをサポートする農業者との間で思いの違いが生じているため、食育体験学習予算の運用や現在の取組みについて再考し、整理する必要があります。この事業に参画する農業者の多くは、未来を担う子どもたちを思い講師を務めていますが、①農業者の実態を鑑みた講師謝金を含む費用負担のあり方を再考してください。

4 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

有害鳥獣による農作物被害は、鳥獣生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加などから拡大傾向にあります。近年全国では、毎年200億円を超える被害が発生しており、深刻な影響を及ぼしています。

高知市でも平成26年度には被害金額が440万円を超え、こうした被害に対する対応から、①昨年度「第3次高知市鳥獣被害防止計画」(計画期間平成27年度～29年度)を策定していますが、被害状況の詳細な調査と計画に則った着実な実施を要請します。

有害鳥獣捕獲報償金ですが、この間、金額の拡大、対象鳥獣の拡大を図ってきていますが、②被害の縮小に至っていない現状からも必要

に応じ、その充実・強化を図るよう求めます。また、有害鳥獣駆除の担い手確保が、大変に重要だと考えます。③減少し続けている狩猟者の確保・育成のため、抜本的対策の具体化に早急に取り組んでください。

有害鳥獣対策として、④侵入防止柵等の被害防止施設や捕獲機材の導入等、その充実にさらに努めてください。同時に、⑤個人や狩猟免許を持っていない住民が利用できる市単での資材補助等の創設を、強く求めます。

鏡地区に整備されたイノシシ等処理加工施設ですが、品質の保持等から全市域をカバーできないなどの課題があります。⑥新たな処理加工施設の整備を含めた検討を要望します。

5 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい農業生産基盤の整備、とりわけ良質で安定した農業用水の確保と排水対策は重要です。また、恒久的な水源かん養が課題となっております。

農業用水の確保の点では、東部地域の高須北部においては、塩水化が進行し、上流用水の活用を含めた対策が残されております。中山間地域においては、谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し、森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。また、長浜地域でも、森林の確保による水源地を維持し、保水力を高める必要性が指摘されており、①良質な農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では、市街化区域からの雨水流入により、農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地や、地震、台風、集中豪雨等により、河川の堤防が決壊し、②浸水被害が予想される東部地域の五台山南部では、排水対策が課題となっており、その対応が求められるため、具体的な内水排水対策をお示しください。また、同時に老朽化したポンプ場の早急な改修工事をお願いします。そして、春野地域における新川川本線や支線(北山川)の浚渫や畦畔草刈、未整備区間の拡幅整備に伴う橋梁の早期着工は、今後も継続した取組みが必要です。特に北山川の堆積している部分の浚渫につきましては、豪雨により、野菜や温室ボイラー等が数年ごとに冠水被害(近年では平成26年8月)を受けている事態を踏まえて、③残り900mほど残っている浚渫工事計画は、数年かかる予定ですが、前倒しにした取組みを講じるよう要望します。また、④浚渫した箇所においては、約半年ほどで草が生え、再び土砂が溜まりやすくなっているため、永年に機能が維持できるような工法を検討してください。⑤遅能の底井流(そこゆる)の改修についても早期着工を併せてお願いします。

高知市は、第二次高知市環境基本計画の自然豊かなまちづくりの政策の中で、施策として農地の保全を掲げています。⑥農地を守るという視点からの、湛水防除対策や内水排水対策の具体的な機能保全計画の早急な実施を求めます。

6 中山間地域の農業振興について

中山間地域の農業は、地域経済の核であるとともに、国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持という、重要な役割を担っています。しかしその一方、生産条件が悪いことに加え、過疎化・高齢化の進行による労働力不足や、有害鳥獣による農作物被害の拡大のため大変厳しい状況となっています。

このため、営農活動の利便性の低い農地は、耕作が困難となり、耕作放棄地の拡大が急激に進んでいます。農林水産省の「農林業センサス」でも、日本の中山間地域での耕作放棄地は、平成7年で13万2千ha、平成12年で18万8千ha、平成17年で20万8千ha、平成22年では21万5千haと、平坦地を大きく凌ぎ拡大の一途です。

こうしたことに歯止めをかけ、営農活動の利便性を高め、耕作放棄地の拡大を防止するためには、農業土木施設の整備が不可欠です。①農道や作業道，せまち直し等の基盤整備推進を強く求めます。

中山間地域では、農業就業人口に占める高齢者や女性の割合が高く、しかも小規模農家が圧倒的に多くなっています。農村機能の維持が難しくなる集落が出現する危惧がある現状からも、②担い手の育成，また高齢者や女性が働きやすい環境づくりと仕組みづくりを，さらに進めてください。

地域の振興作物としては、梅・柚子・四方竹・ハウス茗荷・花卉・ハウス苺・生姜・露地野菜等中山間ならではの農産物が存在します。これら有望品目の栽培技術の向上，営農体制の確立を期するために、③専門的施設（農業指導センター）の設置や人的措置，また人材確保

策としての高知県との人事交流の検討を求めます。

切実な要望として情報通信網の整備があげられます。いうまでもなく、農産品にかかる情報収集や販売促進にとって欠かすことができず、若者の移住・定住のためにも必要です。さらに、④民間事業者との協議・交渉を進め、早期に高速データ通信サービスが利用できるよう要望します。

地理的条件が不利な地域に対する制度である⑤「中山間地域等直接支払制度」の充実・強化について、取組みの推進をお願いします。

要望事項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税等の軽減措置について

市街化区域内農地は、区域内の緑被率の向上による地域の住環境保全や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保存しなければならない地域財産となっております。特に、近い将来必ず起こるといわれている南海トラフ巨大地震の際には、津波の影響とともに、地震火災の延焼も大いに危惧されるところで、これらを防ぐ意味でも市街化区域内農地が多面的機能を果たす役割は大きいものがあり、都市農業振興基本法制定への流れと連動しています。

現在、路線価は年々下落し、農地（土地）自体の価値は急速に下がっていますが、市街化区域内農地の農業経営は農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。

そこで、①現状の負担水準が引き上げられる場合は、その上昇分に見合う補助を創設するよう要望します。また、農林水産省は都市部の農業振興策として、税制優遇や規制緩和を検討するとしていますが、この動向を注視しつつ、②農地の特性に鑑みた本市独自の固定資産税の軽減措置の創設を願います。

2 竹林対策について

竹被害の深刻さが増しています。竹は成長力が非常に強く、成長のための空間と光をあまり必要としないという特徴を持っています。このため、急激に繁殖し、優良農地に侵食被害を及ぼしています。農業の基本となる「農地の保全」「農地を守る」という観点から、早急な対策が必要です。①竹林対策を、地域住民や竹林所有者に負わずだけでなく、行政としての支援策や取組みの推進を求めます。

昔から竹は、日用品や工芸品、食材として衣食住に欠かせない存在であり、独自の竹文化を築いてきました。全国的には、竹材の商品化や竹林整備の実践、竹による観光誘客等様々な取組みが行われています。②産学官の連携や民間事業者の支援等、竹を活用した事業創設に取り組むよう要望します。そしてこのためにも、③全国の先進地を調査し、視察を行うなど早期に調査・研究活動を開始するよう求めます。

竹林被害は、直接的な農業被害に留まらず、地すべりや土砂崩れなどの土砂災害・土壌崩壊の影響、また森林の持つ水源かん養への影響も著しいものとなります。④部局の垣根を取り払った取組みをお願いします。

3 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区は降雨の際、小松沼が遊水池となっていますが、排水ポンプの老朽化による排水能力の低下や、重大な問題として、複数企業による土砂の堆積場所となっていることから池の縮小が進み、遊水池としての機能が失われてきています。①治水機能向上のため、導水路用

地や排水機場用地の確保に地元と協調して、早期着工への取組みを要望します。

また、過去の台風上陸時にはハウス等が浸水する被害にあったことから、周辺住民は常に浸水不安にさらされています。高知市は、二カ年に渡り、小松沼周辺の土地利用の実態を含めた、仁ノ地区全体の排水基準の調査等を行い、昨年の回答では、平成 26 年度に排水対策としてポンプ増設の基本設計の実施をし、用地測量、権利調査に着手したとのことですが、②あわせて導水路の確保に取り組んでください。今年も豪雨や台風によるハウス等への浸水被害が心配されていることから、③仁ノ地区の排水対策強化の早期実現に向けて、地元と十分な協議をしながら、引き続き迅速な事業推進をお願いします。

4 土地改良事業等地元分担金の軽減について

高知市は、高知市土地改良事業等補助金交付要綱において、土地改良事業等に要する経費について、当該施行主体に対し、土地改良事業補助金を交付すると定めています。例えば、かんがい排水事業の水路の新設及び改良では、平坦地域では事業費の 75%以内、中山間地域では事業費の 80%以内の補助はありますが、残りは地元の負担となっています。また、農業基盤整備促進事業でも、10%の分担金を負担しなければ整備できないことになっています。

市街化区域内は、その機能の公益性などから、受益者分担金を負担することにはなっておらず、調整区域においても、その公益性に大きな違いはないものと考えます。旧春野地域では、合併前水路の新設及び改良

においては、地元分担金を負担していなかったこともあり、当該事業が停滞する原因ともなっています。①地元分担金の軽減について検討されるよう要望します。

5 農業委員会制度等の維持・強化について

国は、平成 26 年度より農業施策の 4 つの改革のひとつとして、農地中間管理機構を創設し、農地の集約・集積化を進める施策を実施し、農業委員会もその実現に向けて努力しているところです。

また今般、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の公選制の廃止、現在の業務に加えて農地等の利用の最適化事務を重点化として規定、事務局体制の強化の明文化など大幅に改正されることとなっています。

このような改正に対応し、今後も農業委員会が適正な事務を遅滞なく執行できるよう、①農業委員会制度の維持・強化や農業委員会事務局体制の強化のための職員配置に対して市長の協力を要望します。

【国・県への要望】

以下の事項について、市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食料自給率の向上について

日本の食料自給率は、1961年供給熱量ベースで78%であったものが、次第に低下し、2010年以降は39%と大きく落ち込んだまま横ばいが続いています。2015年3月に国は今後10年の農業政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本計画」の中で食料自給率を2020年までに50%という目標を2025年度までに45%と引き下げる閣議決定をしましたが、今回のTPP交渉の大筋合意をきっかけに、国内農業が壊滅的被害を受ける可能性も懸念されることから、現状では達成できる見通しは立っていません。2011年主要国の食料自給率では、アメリカ127%、ドイツ92%、フランス129%、イギリス72%であり、食料安全保障に対する取り組み度合いは歴然としているといわざるをえません。

一方国連推計では、世界の人口は現在70億人を突破し、2050年には95億人に達するという世界的食料危機が叫ばれる中、中国の穀物輸入拡大や、異常気象による干ばつ等では、アメリカ、ロシアをはじめ世界各国の穀倉地帯は深刻な被害を受けています。また、国際紛争等による政情不安などにより、生産・輸出国は国内供給の確保を優先させ、頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化するなど、世界の食料争奪戦の危惧が深まっています。

食料純輸入国の日本にとって、国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり、食料国内供給力の飛躍的向上のため、①国内農業の立て直しに向けて、優良農地や農業用水等の農業資源の確保や有効利

用を着実に推進するとともに、②新規就農者や後継者の育成・技術支援のための指導農業士の充実等の施策に総力をあげて取り組むよう、引き続き国・県への働きかけを要望します。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助し、全額が社会保険料控除の対象になる等、他の年金制度にはないメリットがあります。

しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者である農業経営主、または、その農業経営主と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は農業経営主と養子縁組を結んだ場合を除いて対象者には含まれておりません。

①農業者の安定した老後のために制度の周知を図り、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象となるよう、さらなる制度の充実を国に強く要望してください。